

陸前高田市農業委員会募集案内

(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員会は、農地法に基づく農地の売買・貸借の許可、転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会です。

農業委員、農地利用最適化推進委員が令和6年7月7日に任期満了を迎えることから、次のとおり、新たな候補者を募集します。

1 募集内容

(1) 募集人員

- ① 農業委員 11名
 - ② 農地利用最適化推進委員 11名（担当地区制）
 - 【西地区】7人（生出、二又、下矢作、横田、竹駒、今泉、長部）
 - 【東地区】4人（高田、米崎、小友、広田）
- ※ 推薦・応募の状況により、地区の調整があります。

(2) 任期

令和6年7月8日から令和9年7月7日まで（3年間）

(3) 身分及び報酬

陸前高田市の特別職の非常勤職員となり、条例に基づき次のとおり報酬が支給されます。

- ① 農業委員 月額27,000円
- ② 農地利用最適化推進委員 月額25,000円

※ このほか、農業委員、農地利用最適化推進委員ともに、最適化活動の実績に応じて報酬の支給があります。

2 推薦を受ける者及び応募する者の資格

- (1) 農業委員、農地利用最適化推進委員ともに、農業に関する識見を有し、農業委員会の所掌事項に関して職務を適切に行うことができ、日中の調査、会議、研修等に出席できる方
- (2) 農業委員については、過半数が認定農業者又は認定農業者に準ずる者（中核農家、認定農業者であった者、認定農業者が行う農業に従事する親族、認定新規就農者、集落営農組織の役員など）である必要があります。
- (3) 次のいずれかに該当する方の応募資格はありません。
 - ① 陸前高田市の職員（特別職等を除く）
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

3 主な業務

農業委員
<ul style="list-style-type: none">・農地法に基づく権利移動の許認可に関する調査・農業委員会総会（毎月開催）における意見具申、審議、決定・農地利用の最適化（担い手への集積・集約や遊休農地の発生防止など）に関する業務・農地パトロール等現場活動や相談対応、助言指導・農業者年金等の推進活動

農地利用最適化推進委員（担当地区制）
<ul style="list-style-type: none">・農地法に基づく権利移動の許認可に関する調査・農業委員会総会（毎月開催）における意見・農地利用の最適化（担い手への集積・集約や遊休農地の発生防止など）に関する業務・担当地区の農地パトロール等現場活動や相談業務・農業者年金等の推進活動

※ 陸前高田市農業委員会では、農地等の利用の最適化の推進に関する目標において、活動の目標日数を10日/月としています。

4 推薦及び応募の方法

所定の様式に必要な事項を記入のうえ、持参又は郵送により、陸前高田市農業委員会事務局まで提出してください。

(1) 農業委員申込書様式

① 農業者個人からの推薦

「様式第1号（第4関係）」陸前高田市農業委員会委員候補者推薦書

② 農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦

「様式第2号（第4関係）」陸前高田市農業委員会委員候補者団体推薦書

③ 一般応募

「様式第3号（第4関係）」陸前高田市農業委員会委員候補者応募届

(2) 農地利用最適化推進委員申込書様式

① 農業者個人からの推薦

「様式第1号（第5関係）」

陸前高田市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者推薦書

② 農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦

「様式第2号（第5関係）」

陸前高田市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者団体推薦書

③ 一般応募

「様式第3号（第5関係）」

陸前高田市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者応募届

(3) 受付期間

令和6年1月12日（金）から2月29日（木）まで（必着）

（持参する場合は、平日午前8時30分から午後5時15分まで）

※ 申込状況によって、受付期間を延長する場合があります。

(4) 募集案内及び申込書の入手方法

市公式ホームページ及び農業委員会事務局窓口

5 申込者等に関する情報の公表

法令に基づき、受付期間の中間及び終了後に申込者等に関する以下の情報を、市公式ホームページで公表します。

農業委員	農地利用最適化推進委員
① 推薦する者の氏名、職業、年齢及び性別 ② 推薦する法人、団体等の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員の資格及び要件 ③ 推薦を受ける者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況 ④ 推薦又は応募の理由	
⑤ 推薦を受ける者又は応募者が認定農業委員等であるか否かの別 ⑥ 推薦する者（法人、団体等）が当該推薦を受ける者について、別途募集する農地利用最適化推進委員に推薦をし、又は応募者が応募しているか否かの別	⑤ 推薦をし、又は応募する区域 ⑥ 推薦する者（法人、団体等）が当該推薦を受ける者について、別途募集する農業委員に推薦をし、又は応募者が応募しているか否かの別

6 選考方法

農業委員、農地利用最適化推進委員ともに、候補者評価委員会において書類審査を行い、必要に応じて、面接その他適当と認める方法により、評価を行います。

農業委員については、評価委員会の意見の報告を受けて候補者を決定し、議会の同意を得たうえで、市長が任命します。

農地利用最適化推進委員については、評価委員会の意見の報告を受けて農業委員会総会における合意によって候補者を決定し、農業委員会会長が委嘱します。

7 注意事項

- (1) 提出された申込書等は、返却しません。
- (2) 申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に照会することがあります。
- (3) 農業委員、農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募は可能ですが、兼務することはできません。

8 申込書の提出先及び問合せ先

〒029-2292

陸前高田市高田町字下和野 100 番地 陸前高田市役所 4 階 農業委員会事務局

電話 0192-54-2111(内線 461、462) FAX 0192-54-3888 (代表)

ホームページ <http://www.city.rikuzentakata.iwate.jp>

電子メール noui@city.rikuzentakata.iwate.jp